## 令和3年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充 延長 その他)

No	7	府省庁名 農林水産省								
対象税目		個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 (軽油引取税 )								
要望 項目名		軽油引取税の課税免除の特例措置の延長(漁業関係)								
要望内容		船舶の動力源に供する軽油に係る軽油引取税の課税免除の特例措置の3年延長								
(概		・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要)								
		船舶(漁船)の動力源に供する軽油を使用する漁業者								
		・特例措置の内容 船舶 (漁船) の動力源に供する軽油の引取については、所定の手続きを経た上で軽油引取税 (32, 100円) の課税が免除される。								
関係	条文	世方税法附則第12条の2の7								
減 <sup>,</sup> 見辽		[初年度] - (▲10, 178) [平年度] - (▲10, 178) [改正増減収額] - (単位:百万円)								
要望	理由	(1)政策目的 船舶の動力源に供する軽油をできるだけ安価で安定的に供給し、生産コストの軽減を通じて漁業者の経営 の体質強化を図り、水産物の安定供給を確保することを目的としている。								
		(2)施策の必要性 漁船漁業の支出に占める燃料費の割合は約2割と高く、漁業経営の圧迫要因・不安要因となってい のため、船舶の動力源に供する軽油に係る税負担を軽減し、生産コストの低減により漁業者の経営の 図り、水産物の安定的な供給を確保する観点から、本特例措置を講ずる必要がある。								
本要: 対応: 縮源	する	なし								
		ページ 7—1								

合理性	政策体系におけ る政策目的の位 置付け						
	政策の 達成目標	生産資材コストの低減により漁業者の経営の安定を図り、水産物の安定的な供給を確保する ことを達成目標としている。					
	税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間						
	同上の期間中 の達成目標	政策の達成目標と同じ。					
	政策目標の 達成状況	漁業分野における平成30年度の免税軽油使用者は、約5万人となっており、免税額は約102 億円と漁業者の経営の安定及び水産物の安定供給の確保に貢献しているところである。					
有効性	要望の措置の適用見込み	区 分 令和3年度(見込み)   対象者数 (千人) 52   適用数量 (千kl) 317   減税見込額 (百万円) 10,178					
	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	本特例措置を講ずることにより、船舶の動力源に供する軽油に係る税負担が軽減され、漁業 経営の安定、水産物の安定供給が期待される。					
相当性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	地球温暖化対策のための課税の特例として軽油に上乗せされる税率に係る還付措置					
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	なし					
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	なし					
	要望の措置の 妥当性	漁船漁業の支出に占める燃料費の割合は高く、漁業経営の圧迫要因・不安要因となっている。 こうした状況に対応し、生産コストの軽減により、経営の安定と国際競争に耐え得る体質の 強い生産体制の確立を図り、水産物の安定的な供給を確保する観点から、本特例措置を延長す る必要がある。					
	ページ	7—2					

税負担軽減措	置等の	区分	26 年度 (実績)	27 年度 (実績)	28 年度 (実績)	29 年度 (実績)	30年度 (実績)		
適用実績	·, ·,	対象者数(千人)	54	55	55	54	52		
20/13人4.6		適用数量(千kl)	333	331	335	330	317		
		減税額(百万円)	10, 694	10, 632	10, 724	10, 601	10, 178		
「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績		軽油引取税の課税免除の 適用総額の種類 税額		適用総額(千円) 28 年度 29 年度 30 年度 84, 844, 858 85, 377, 911 85, 002, 854					
税負担軽減措用による効果しての有効性	(手段と	本特例措置を講ずることにより、船舶の動力源に供する軽油に係る税負担が軽減され、漁業 経営の安定、水産物の安定的な供給に寄与してきたところである。							
前回要望時の 達成目標		政策の達成目標と同じ。							
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由		本措置を講ずることにより、生産資材コストが低減され、漁業者の経営の安定及び水産物の安定的な供給が図られているが、漁業における経営費に占める燃料費の割合は高く、漁業者の経営を巡る状況は依然として厳しい状況から、引き続き、本特例措置により漁業者の経営基盤強化を図る必要がある。							
これまでの要望経緯		昭和31年度税制創設 軽油引取税の創設と同税課税免除の特例措置(恒久措置)の創設 平成21年度税制改正 平成21年度の地方税改正に伴い、軽油引取税が目的税から普通税に改 められ、使途制限が廃止された。これに伴い、軽油引取税の課税免除措 置については、一部の用途を除き地方税本則による措置から地方税附則 による3年間の暫定措置に変更した上で、存続されることとなった。 平成24年度税制要望 特例措置の恒久化 平成27年度税制要望 特例措置の3年延長 平成30年度税制要望 特例措置の3年延長							
	ページ			7—3					